

(2) サービス提供責任者 3名 (常勤2名)(非常勤1名) 《介護福祉士》

サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成及び説明を行うほか、指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員に対する技術指導等、サービスの内容の管理を行う。

(3) 訪問介護員 23名 (うち1名、管理者と兼務)(常勤3名)、(非常勤20名)

訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し8月13日～15日、12月29日～1月3日は休業とする。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 訪問介護サービス提供対応日 日曜日から土曜日まで対応可能な体制とする。

(4) 訪問介護サービス対応時間 24時間対応可能な体制とする。

(5) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護等の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 訪問介護等の内容は、次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は青森市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち利用者の負担割合分に応じた額の支払いを受けるものとする。

(1) 身体介護に関する内容

・食事介助・入浴介助・清拭・排泄介助・特段の専門的配慮をもって行う調理・更衣介助・整容・体位変換・移動、移乗介助・服薬介助・起床、就寝介助・外出介助・自立支援のための見守りの援助等

(2) 生活援助

・調理・洗濯・掃除・買物等

(3) 通院等乗降介助

・通院等の際して、訪問介護等の運転する自動車への移動・移乗の介助を行います。

(移送に係る運賃は別途必要となります。)

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う訪問介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

・実施地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき30円

3 サービス提供に当たり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は利用者の負担とする。

4 通院・外出介助におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費は実費請求する。

5 訪問介護のキャンセル料はサービス提供開始の24時間前までにキャンセルの連絡をもらったものに関しては無料、12時間前までにもらったものに関しては1回あたりの自己負担額の50%、12時間前までに連絡がなかったものに関しては1回あたりの自己負担額の100%を請求する。ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合及び第1号訪問事業には、キャンセル料は発生しない。